

R・T・ビー著

「社会経済と価格体系」

——厚生経済学に関する論文——

山田邦臣

一

経済学に於て、その実践性が強く要望せられ、理論経済学に対照をなすものとして実践経済学乃至厚生経済学建設への試みが今日漸く盛んになりつつあることは、斯学に通ずる誰もが認めるところである。斯学に於けるこの新動向は単なる論理形式上の問題たるにとどまらず、更に一層深い理由に基づくものと思われる。この理由を一言にして云へば、正常的なる現実と理想との離反である。アダム・スミスの時代においては、経済を自由なる個人の活動に委ねることがその社会の経済的満足を最大ならしめる所以であるとせられた。従つて、そこでは個人の自由なる活動を前提とする経済理

論は、同時にまた、実践のための十分なる導標でもあった。然るに、今日、個人主義的自由を基調とする正常的なる現実の経済は必ずしも理想的方向に進むものとは云い難く、従つてまた斯様な経済を対象とする経済理論はも早そのままでは昔日の如き実践的指導力を有するものではない。この正常的なる現実経済と理想経済との離反、従つてまた経済理論に於ける実践的指導力の喪失は経済学本来の性格から云つて必ずしも満足すべき事態ではない。ここで、現実経済と理想経済とを連繫し、理論を通じて実践を指導する何等かの企てが為さるべきであるが、この企ての一つが実践経済学乃至厚生経済学である。ペンシルバニア大学教授R・T・ビー著「社会経済と価格体系」(R. T. Bye: Social Economy and the price

System, 1930) も、この企ての一つに他ならないが、幾多の示唆を与え裨益するところ尠からずと解せられるが故に、以下本書の概略を紹介し、参考の一端に資したいと思う。

二

本書に於て著者が終局的に意図するのは、現行の価格体系の下に於て、社会経済の目標（諸規準）がどの程度迄達成可能であるか、を明らかにしむるにある。斯様な問題を考察するに当って、先ず明らかにされねばならないのは社会経済の目標（規準）である。これに就て、従来二つの見解がある。その一は、社会経済の目標が何であるかは哲学者又は倫理学者の決定すべき事柄であつて、経済学者のそれではない、と云う主張。その二は、第一の主張を認めながら、而も尙、厚生を、「或人が他の人の満足を増加（増加）することなしにその満足を増加（減少）する時、常に増加（減少）するもの」と定義することに依つて科学的に正当なる判断を為すことが可能である、と云う主張である。著者は、この二つの主張のいずれも十分ではないとして、次の如く述べる。先ず、第一の主張に就て

「彼等（この説の主張者）は、この見解を更に押進めて、政策の目的を決定するのは政治家であり、経済学者はただ

その目的達成の手段に就て語り得るに過ぎない、と主張する。勿論、経済学者が自己の仕事の限界を自覚し、その結論の科学的根拠に基くものを單なる個人的評価に関するものから判然と区別することは必要である。然しながら、経済学者として経済が奉仕する目的に立入り、それに就て結論する権利を経済学者に就き拒絶することもまた行き過ぎである。経済諸力が如何に作用するかを十分理解することなくして、かかる目的に関し、賢明なる判断を下すことは出来ない」。

次に第二の主張に就て、

「この厚生概念及計算法は一定の限界内で有用である。然し乍ら、それ等は非常に重要な問題、即ち、満足とは何であるか、と云うことを全然未決のままその論拠とする。健康若くは道徳上究極に与える効果に就て全く無智なる労働者が斯様な効果を全然考慮に入れない賃銀で自身を提供する場合、これを如何に取扱うか、彼等は厚生上重要な斯様な一連の問題に十分なる解答を与えることは出来ない」。

以上、著者は第一の見解はその見方があまりにも一面的なるが故に、第二の見解は未決定の概念をその目標として設定す

るものなるが故に、いずれも容認し難しとするのであるが、然らばこの問題に關する著者自身の積極的立場はどうか、ここで著者は社会経済の目標（諸規準）はその上位概念たる生活の一般目標に從屬し、後者を俟つて前者は明らかにさるべきものとの見地に立つ。従つて、考察は先ず後者からなされるのであるが、この考察に当り著者は「生存」を基準として特定生物の各種の性質及機能の良否を判断する生物学者の手法を類推、適用し、各国及各民族を例にとりつつ、大要次の如くに述べる。

「生物学に於ける「生存」は社会政策に於てもその目標として或る程度迄で有益である。然しながら、後者のそれは前者に於ける程重要ではない。ただ、ここで注意すべきはこれと類似の他の種の生存である。諸社会集団は夫々自己自身を文化の实体として永続せしめんとし、これ等の实体間には存続と羈権の闘争がある。勿論、この抗争の結果、敗北せる集団の各成員が必しも消滅すると云うのではない。然しながら、その社会組織の変化が強制せられることは真実である。これ等の組織の間の闘争は非常に重要である。それは生物学の存続と云うよりむしろ社会的存続のための闘争であるが、斯様な意味の集団的存続は社会政策の主要

なる目標であらねばならない。」

斯くて、著者は生活の一般目標決定に當り、生物学者の手法を援用するのであるが、その結果、その目標そのものは、生物学的存続ではなく、社会集団の存続にあらねばならぬと主張する。勿論、斯様な目標は必しも十分なるものではなく、特に、それは個人的嗜好を繞る一連の問題に對して無力である。然し乍ら、世界主義到来の暁に於ては兎も角、現在に於てそれはさして重要な事柄ではない、と著者は云う。

尙、著者は社会集団の存続が依存する基本的要素として、(1) 集団の各成員の能力 (2) 集団の組織形態の有効性 (3) 内的結合力、の三つを挙げるのであるが、これ等は次に述ふる社会経済上の諸原則を考察するに當つて必要である。

三

前節に於て生活の一般目標を社会集団の存続と規定したる著者は、次いでこの目標を前提とし、社会経済の諸目標（規準）を考察する。社会経済の諸目標（規準）は、既述の如く、三つの基本的要素に依存するが故に、この考察は結局右の基本的要素を実現するには社会経済は如何にあらねばならぬかを明らかならしむるにあるが、この考察の結果、社会経済の

諸目標を次の系統的なる一団の諸規準乃至諸原則に要約、表
示する。

一、欲望選択に関する基準

1、欲望選択の原則

各欲望はその大切さの順に充
足されるべきである

二、所得分配に関する基準

1、最低量保証の原則

贅沢品に対する一部の人の欲
求が許容される前に基本的人の必
要品に対するすべての人の欲
求が充足されねばならない
報酬はその人の社会上有益な
る生産の履行に従つてなされ
ねばならない

3、才能啓発の原則

各人の内に潜在する有効なる
能力が発見啓発されねばなら
ない

4、共同余剰の原則

余剰所得は一般の厚生に役立
つ目的のために使用されねば
ならない

三、現在及将来の必要に関する基準

1、資本維持の原則

資本設備は消耗と同時に補充
することに依り同一の状態に
於て保持されねばならない

2、余剰投資の原則

安楽経済に於ける設備の拡張
は社会所得の余剰部分の投資
に依りなされねばならない

3、増増―遞減的投
資の原則

社会所得の中、資本設備に投
資せられる部分の割合はその
社会余剰の大きさが増加する
につれて最初遞増せしめられ
可く其後遞減せしめられる
可きである

4、投資選択の原則

5、技術的進歩の原則

貯蓄はそれが将来最大の社会
的利益をもたらす見込がある
と云ふ意味で最も生産的なる
設備に投資されるべきである
産業生産物と技術に於ける進
歩を不常に増進せしめる様な
社会制度がとられるべきであ
る

四、生産量に関する規準

1、余剰効用の原則

各財の生産は夫々その財の消
費に於てもたらす効用がその
財の余剰に伴ふ非効用を超過
する余剰を極大ならしめる点
迄で為さるべきである（そし
てそれ以上を為すべきではな
い）

2、完全雇用の原則

非効用を超過する効用の余剰
をもたらすことの可能なる各
生産資源は将来の過然に備え
るため必要とされる場合を除
き完全に雇用されるべきであ
る

五、生産能力に関する規準

1、最小費用の原則

各財は犠牲を最小ならしめる
様な方法で生産されるべきであ
る

2、最適生産構造の原
則

各産業は最大の生産力を發揮
する様な形態、規模及統合の
度合に於て組織されるべきで
ある

3、最適生産量の原則

各設備はその平均費用を最小
ならしめる様な生産物量の生産
に従事せしめられべきである

4、有効管理の原則

生産設備は最適任の人に依り指導せられ最も有効なる管理方法が採用されるべきである

5、要素結合の原則

最大の犠牲を要する生産要素を最も少く最小の犠牲を要する生産要素を最も多く使用すると云ふが如き仕方での生産の諸要素を結合すべきである

右の諸規準の中、(一)―(四)は財の生産方向に、(四)はその生産量に、(五)はその生産能力に関する規準であり、右の諸原則の中、(一)及(四)の諸原則は(一)の(1)の、(四)の(2)の原則はその(1)の、(四)の(2)―(5)の諸原則はその(1)の各々系として考えられる。これ等の諸規準乃至諸原則は社会経済の目指す目標であるが、ここに一つの重要な問題がある。それは、生活の一般目標達成に当り、これ等の諸規準乃至諸原則相互間及これ等と他の社会的価値との間に夫々不調和を惹起することはなきかの問題である。著者はこれ等相互間に必ずしも不調和の存在せざる所以を局部的に立証せんとするのであるが、それはこの問題に十分満足なる解答を与えるものではない。然しながら、著者は後者に於てたとへ不調和の可能性が認められるとしても、現行の価格体系の下に、これ等の諸規準の実現がどの程度迄で可能であるかを考察することは、尙この問題に光を与える意味で有益であると考える。

四

社会経済の諸目標（諸規準）に就き考察したる著者は、更に進んで価格体系の考察に移る。近代資本主義経済に於ける生産は極めて複雑なる形態に於て営まれて居る。それは多くの種類に岐れ、その過程は極度に細分せられ、その各々が特殊化する多数の企業に依り個別的に営まれて居る。従つて、斯様な経済に於て生産を円滑に遂行するためには、これ等の細分せられたる各部分を全体に統一、整合、する何吾かの働が必要である。資本主義経済に於て、斯様な機能を果すものは価格体系である。価格体系は各種の財に対する各人の貨幣的評価の結果を正確に記録し、表示することに依つて、如何なる財を、如何程生産すべきかに就いて生産を指導する。従つて、それは生産に対する自動的指導機構である。然し乍ら、ここで考えねばならぬ問題がある。それは斯様な自動的価格体系がさきを示されたる社会経済の諸目標（即ち諸原則）を実現する方向に生産を十分指導するかどうかである。古典学派に属する人々及新古典学派に属する若干の人々の伝統的見解に従えば、競争経済の自動的価格体系は経済資源を可能なる最善の用途に向わしめる傾向があるとされる。従

つて、彼等にとって、競争的価格体系は生産のための最善の指導機構であるわけである。然し乍ら、彼等の斯様な見解には重大なる誤謬がある。彼等は、完全競争市場に於て自動的価格体系は需要供給を一般的均衡に導く傾向があると云う事実から、斯様な価格体系に依る指導の正当性を結論する。然し、需要供給の力学的均衡と社会的厚生とは同一の事柄ではない。両者の同一性が結論される前に解決されねばならぬ多くの問題が存在する。例えば、消費者需要は人間の必要の十分なる尺度であるか、市場に於ける貨幣生産費は生産に伴う犠牲を正確に反映するものであるか、自動的価格体系の安易なる承認に依つては斯様な基本的問題に十分なる解答を与えることは出来ない。斯くて、著者は価格体系が生産の最善の指導機構であることを結論する前に、社会経済の諸目標に依る厳密なる検討が必要であると考えるのであるがそのためには、先ず価格体系そのものの明確なる規定が必要である。著者の見解に従えば、価格体系は次の四つの形態に分類される。

1、自然(又は自由)価格体系 政府の干渉から全く自

由なる市場に於て自動的に成立する価格体系である。

2、保護価格体系

消費者、投資家、労働者及企業家は

本質上依然選択の自由を有するが、公正なる取引に関する文明的規則に従わねばならぬ点に於て自然価格体系と異なる価格体系である。

3、正常化価格体系 慎重なる国家の管理の下に、競争的常態若しくはそれに近い状態に保持されたる価格体系である。

4、統制価格体系 正常的均衡の方向へではなく、意欲されたる或る目的達成の方向へ国家に依り統制せられたる価格体系である。

右の四つの価格体系の中、最初の三つの形態は夫々それ等の働く制度的装置を異にするが、而もそれ等はいずれも正常価格に向う傾向に依り支配せられる点で一致し、正常価格体系なる名称の下に総括せられて第四の形態の価格体系と対比せられる。正常価格体系に於ては価格は正常価格に向う傾向を有するに過ぎないが、正常化価格体系に於ては、価格は国家に依り嚴重に正常価格又はそれに近い価格に保持せられる。従つて、後者は前者に含まれるが、両者は決して同一の概念ではない。現行の経済体系の下に於てこれ等四つの価格体系のいずれもが認められるけれども、その支配的形態は尙正常価格体系であるとい得る。この論述に於ても、正常

価格体系が主として考察の対象となる。

五

先ず社会経済の諸目標（諸規準）に就いて考察し、次いで現行の価格体系及其の支配的形態に就いて明らかにしたる著者は、更に進んで、これ等の社会経済上の諸目標（諸規準）が斯様な価格体系の指導の下にどの程度迄で実現可能であるかの考察に移る。この考察は社会経済の第一の規準から始められる。

社会経済の第一の規準は欲望選択に関するものであり、ここでは各欲望が夫々重要性の順に充足されねばならないとの原則が立てられる。この原則は正常価格体系の下に於て十分実現され得るか、自然価格体系の下に於ては欲望の選択は原則として個人の自由に委ねられ、その終局的決定者は消費者である。各消費者の各財に対する任意の評価は、総合せられて、それ等の財に対するその社会の需要表を形成するが、一方生産者はこの需要表に基いて、生産要素獲得のため相互に競争する結果、結局、機会費用の原理を通じて各生産要素はそれ等に対する需要の最も大なる方向に向い、全体としての価格体系はその社会の諸資源を消費者需要の満足が極大とな

る様に配分する傾向がある。従つて、若し消費者需要が社会的必要を正確に表示するならば価格体系のこの仕組みは欲望選択の原則に十分適合するものと云える。それでは自然価格体系の下に消費者需要は社会的必要の十分なる指標たり得るか、ジェボンズ、メンガー及ワルラス以来、需要の解明に於てその論拠となる限界効用理論はこれに肯定的なる解答を与えるものである。即ち、この理論は消費者が市場に於て各種財貨の購入をなす場合、彼は獲得せるそれ等各財貨から得られる夫々の加重限界効用が均等なる様にその所得を支出すると説くのであるが、若しそうであるとすれば、彼がその支出する一定所得から享くる満足は極大となる筈だからである。だが併し、この理論は次の理由から当面の問題に十分なる肯定的解答を与えるものとは見難い。

その(1)財の購入をなすに当り、この理論が仮定する程消費者は合理的ではない。(2)譬え合理的たらんとするも、消費者はこの理論に於て意味される程込み入った評価をなすことは出来ない。(3)消費者の財に対する評価の基準及其の財に関する知識は必ずしも十分なるものとは云えない。(4)消費者は自己の所得の範囲内で満足を極大化し得るに過ぎない。(5)或人に利益となる事柄が他の人に有害であるかも知れないのであ

るが、各消費者が夫々他を考慮することなく自己の選択に従って行動するものとすれば、その純効果は必ずしも全体の満足を極大ならしむるものとは退らない。

消費者需要に關する他の理論は選択の理論である。これは効用の概念を無差別曲線に依つて示されたる二財間の代替率の概念に置き換へることに依り、効用理論に於ける効用の量的認識の困難を克服し、需要の理論を打建てんとするものである。併し、著者の見解に従えば、選択理論に於て仮定する一定の無差別曲線或は二財間の代替率は他財を以て或る財の効用を見積ることなくして知ることとは出来ず、効用の大きさをすべて二財間の相対的關係の表示と見る限り、本質上、選択理論と効用理論とはその論拠及結論に於て何等異るところは無く、従つて同一の欠陥に服するものとされる。

以上、効用理論と選択理論のいづれもこの問題に肯定的解答を与えるに十分なる論拠たり得ずとする著者は、豊富なる実証的研究の結果、結局次の理由から自然価格体系の下に於て、消費者需要は社会的必要から離脱するものと見る。(1)支出に充当される各消費者の所得には大なる不平等が存在する。(2)消費者の財に対する需要は必しも合理的ではない。即ちそれと当該消費者の属する集団の文化、一般的社会価値、定

れる生活の標準及慣習に依り多くは決定せられるのであるが、これ等は必しも善良なるものばかりとは限らず、又消費者は一般にその購入する財に就て十分なる専門的知識を有さない。

消費者需要を、社会的必要に十分調和せしめ、欲望選択の原則を十分実現するためには、自然価格体系に於ける消費者の自由なる選択に或種の修正乃至制限を加へることが必要である。これには二つの問題がある。その一つは、自然価格体系に於けるより一層適切なる欲望選択の基準が存在し得るか、と云うことである。これに対して著者は財をその重要性に従つて必需品、安樂品、及贅沢品の三となし、或は人間の厚生に關係ある科学上の成果を利用することに依り、斯様な基準の客観的設定は可能であるとす。では、斯様な基準に従つて欲望選択の原則を如何にして実現するか、これが第二の問題である。私的専有が不可能であり、且又それから受くる利益を個別的に測定することが出来ない様な財の消費に於ては、これを共同管理の下に置き、統制価格組織を実施するより他かはない。又厚生上極めて重要であるにも拘らずそれが十分に評価せられないか、乃至は非常に高価のため需要されるに至らないとか、或は厚生上有害なるもの等の場合にも、それ等の財の消費を共同管理の下に置き、統制価格体系を實

施することがしばしば必要である。然し乍ら、著者に依れば、財の中の大多数は依然消費者の需要表に基き、個人的選択にまつことが望ましいとされる。斯様な財に於ける消費者の選択の改正は、結局、次の二つの実現を目指してなされる。

その(1)賢明なる選択の方向に消費者を指導すること。(2)財に関する正確なる知識を消費者に与へること。更に後者を実現する手段としては、(2)消費財を標準化すること。(2)同一財にその品質を明示したるレツテルを付すること。(3)誤導するような広告を抑制すること等が挙げられる。次に著者は、これ等は一般に政府の保護の下になされるべきであるとし、これが実行を担当する各種の機関とその機能に就き詳細なる考察を試みるのであるが、これ等の機関を通じてなされる上述の改正は何等正常価格体系と抵触するものではなく、且、社会所得の公正なる分配を前提とする限り、消費者需要と社会的必要との一致を十分に期待し得るとなす。

六

社会経済の第二の基準は所得分配に関するものである。これは最低量保証の原則、刺戟の原則、能力啓発の原則及共同余剰の原則の四に分たれる。現下の経済(米國に於ける)に

於ける支配的なる所得分配の形態は私有財産制度の下に要素價格に基礎付けられたるそれであるが、そこには各種の方法に依る再分配にも拘らず、尙極めて大なる所得の不平等が存在する。この不平等の存在は生産を有益財から浪費財に転用せしむるばかりではなく、労働者の貧困と富者の怠惰、放蕩に基く生産力の浪費を助長し、社会的安固を劫かすが故に有害である。この不平等に基く不利益は精密科学的厚生経済学者の批判にも拘らず、効用減の法則を社会的満足の考察に適用することに依り、科学的正当性を以て或程度有効に説明することが出来る。だが、ここで注意すべきは、右の理由から所得の平等なる分配は社会的厚生を極大ならしむるものと推論してはならぬと云うことである。斯かる推論は同一財から享くる満足の強度及同一所得の支出の仕方が各人に就き同一なることを前提してのみ初めて云い得ることであるが、斯様な前提は現実認め難いからである。

偖て、所得の平等なる分配が必しも所得の最良の分配を意味するものでないとすれば、何を以て分配の基準と為すべきであるか、それは所得分配に関する上述の四つの原則であらねばならぬと著者は云う。では、この四つの原則は正常価格体系の下にどの程度迄で実現可能であるか、これが次に考察

すべき問題である。そこで著者は正常価格体系に固有なる所得の分配原理は限界生産力説に依り示されるとし、この説の概要並にそれからの現実の離反の諸事情を述べたる後、愈々設問の考察に入る。

(1) 最低量保証の原則　この原則は正常価格体系に於て必しも十分に実現されるとは限らぬ。それには次の三つの理由が挙げられる。(1)そこでは、生産物の分配は生産に直接貢献した人々に対し、而も夫々の限界生産物の価値に従つてのみなされるに過ぎないこと。(2)労働の実質賃銀のすべてが企業家の費用の中に含まれるとは限らないこと。(3)統一的なる計画機関の欠如に由来する週期的恐慌。右の中、ここでは(1)が主として考察の対象となる。

正常価格体系は最低量保証の原則を必しも実現しないとすれば、これを十分実現するため何等かの方策が必要となる。だが著者は、この方策に関し、従来色々の立場から種々の提案がなされて来たのであるが、それ等はいずれも十分ではないとする。即ち例えば、その一つである最低賃銀法の実施に對しては、新たななる賃銀の下に於てそれに値いしない労働者は結局解雇されることとなるであろうから、特殊の場合、を除いては一般にこの方法から何等の効果も期待し得ないとす

る。では、この問題に就いて著者自身は如何に考えるか、著者は最低生活を維持することの出来なくなった原因が本人の無能力か、又は避け難い経済上の理由に基づく場合は、正常価格体系を離れて国家其の他の機関に依る直接の保護が必要であるが、其の他の場合は次に述べる刺戟の原則を適用すべきであるとする。

(2) 刺戟の原則　制度上の仕組が適切であるならば、正常価格体系はこの原則を実現するに十分なる固有の傾向を有する。この傾向とは生産要素に対する支払がその限界生産力に従つて為される傾向を指す。だが資本主義の下に於て一般的なる仕組に於ける所得の分配原理はこれとは大いに相異なる。その主なるものを挙げれば次の如くである。

(1) 有害なる財の生産に基づく収入　これは財に対する消費者の評価が必しも社会的に望ましい目的に従つて為されないところから生ずる。

(2) 反社会的行為に基づく収入　利潤獲得を目指して為される市場の独占、相場の攪乱、虚偽の広告、他の生産者の使用者の買収等がある。

(3) 経済の変動に基づく予期せざる利得又は損失

(4) 同等の社会的貢献なくして得たる生産要素に基づく収入

これは、例えば一定の土地の価値がその土地の所有者に依りその土地に投資せられた高を超過する場合及相続財産の場合等に見られる。

(5)非常に稀少なる技能を有する人及策略的なる地位にある人の所得　前者には極めて特殊な機械を取扱う人とか、芸能家等の所得があり、後者には事業の最高の執行者の所得の如きがある。前者はその存在量が極度に稀少であるため、後者はその所得を自由に決定し得る地位にあるためいづれも正常価格を付することが出来ない。右の所得はいづれも（制度的仕組が不適切なるため）その受領者の社会的貢献とは無關係に得られるのであるから、従って、そこでは、刺戟の原則は行れない。次に、著者は上述との関連に於て所得を勤勞所得と不勞所得に分つ。勤勞所得とは公正なる競争状態の下に正常価格を超過しない価格に於て社会上有害なる生産的貢献の対価として得られた所得であり、不勞所得とは残余の所得を指す。従って、後者は (1)社会上有益なる生産的貢献に依らずして得られた所得と。(2)有益なる貢献の正常価格を超える余剰所得とから成る。偕て、以上のことから、次のものは勤勞所得として考えられる。

(1)賃銀　有害なる財の生産に基く賃銀、労働組合に依り法

外に高められた賃銀、及最低賃銀制度に依りその正常価格以上に保持されたる賃銀を除くすべての賃銀。

(2)利子及地代　その所有者の勤勞所得の貯蓄の結果たる資本の利子及その貯蓄を以て購入されたる土地の地代。もっとも、後者の場合、共同社会の成長、其他の社会的事情に依り増加せる部分を除く。銀行の貸付利子はその貸付けられたる貨幣が銀行の信用創造に基くものである場合は勤勞所得とはならない。

(3)利潤　その生産物の優秀性又は生産の合理的管理に基く利潤及動態に於ける職業的投機業者の正当なる行為に基く利潤。

次に、不勞所得として考えられるものは（勤勞所得に於て挙げたものを除く）、(1)自由加入を阻止することに依り職業組合の得た正常競争価格を超過する賃銀部分 (2)高利貸付の利子、及社会的に有害なるものに対して投資されたる資本の利子 (3)有害なる用途に使用されたる土地の地代 (4)掠奪的金融操作、有害なる生産、虚偽の広告、価格水準の騰貴、等に基く事業利潤 (5)非競争的地位にある人の法外の賃銀、策略的地位にある人の余剰所得 (6)相続財産又は遺産に基く全所得。正常価格体系に於て不勞所得が十分排除されるならば、

刺戟の原則は強力に作用を始めるであらう。従つて目下の場合必要なことは現行の価格体系から不勞所得を取去ることであるが、その方法には次のものが挙げられる。(1)望ましく

ない産業の禁止 (2)労働組合に於ける専横的拘束的組合規則の強制的撤廃 (3)消費貸付の利率率其他の事項に關する嚴重なる規定 (4)購買力創造を可能ならしむる如き銀行組織の特殊の撤廃 (5)土地の公有 (6)独占的産業の嚴重なる規制及不当なる競争手段の禁止 (7)共同的金融組織及その業務の規制 (8)周期的変動の除去 (9)極度に稀少なる人的勞務に対する最高俸給制の実施 (10)極度に急なる累進的相続税の設定(11)僥倖的利得に対する高率の課税。偕て、これ等の方法はその多くが既に国家に依り実行せられ、其他にあつても着々実行に移されつつある。だが然し、それにも拘らず、資本主義制度の下に於てこの問題を十分に解決することは殆んど不可能と考えられる。この制度の下に於ては非常に多くの管理の方法が必要であり、それを実行することは極めて複雑、且困難であらうからである。斯くて著者は資本主義制度の下に於て刺戟の原則を或程度実現することは可能であるが、十分に実現することは不可能であると考える。

尙、著者がこの考察に於て刺戟の原則に基く所得の最高限

界を年二五、〇〇〇ドルとすることを提案し、この額は正常状態に於て標準化し得る如何なる人の所得も達し得ざる大きさであるから、価格体系の作用と何等重大なる接触をなすことなく刺戟の原則を十分実行し得ると述べて居る点は注意に値する。

(6)才能啓発の原則 正常価格体系はそれ自体この原則を実現するに甚しく不完全である。各個人の潜在的能力は早期に而も適切に發見、啓発されるを要するが、これは学校教育に俟つ他はない。然るに、現行の価格体系の下に於ては、その費用は原則としてその扶養者の負担となり、而もそれは彼にとって無償の失費と考えられるが故に、能力に応じて教育を受け得る子弟の数は僅少に止り、多くの優れた才能が發見、啓発されないで終る。智能検査、職業指導、等はいずれもこの原則を実現する有力なる手段となるが、更に無料の学校の設立、奨学金の交付、等に依り各個人をその能力に応じて教育するため国家の保護が必要である。

(7)共同余剰の原則

繁榮なる社会に於ては既述の三つの原則を実行するに必要である以上の所得が存在する。この余剰所得部分を著者はその社会の共同余剰と呼ぶ。正常価格体系の自動機構は最低量

保証、刺戟及才能啓發の諸原則を実現するため必要なる部分と其他の余剰部分との區別なく、すべての生産物をその生産要素の所有者に分配するが故に、この原則は實現されない。

だが然し、斯様な余剰部分がその源泉に於てか又は要素の所有者に支払れて後、公的金庫に導入されるならば、何等価格体系と接触することなくこの原則は實現せられる。累進所得税、及累進相続税はこの代表的なるものである。

七

以下同一の手法に依り社会経済の各規準に就き正常価格体系に依るそれが実現の可能性とその限界を検討したる著者は、次いで、斯様な価格即ち正常価格と市場価格の考察に移る。

けだし正常価格が最適の経済秩序を示すものであるとしても、これからの現実の価格の離反は事情の如何に依り社会経済の指導に重要な意義を有すると考えられるからである。競争経済の下に於て、価格は一般に正常的方向に向う傾向に依り支配せられるが、現実の価格は各種の事情に依り既に正常的なるそれから離反する。この価格の動きには次の三つの型がある。(1)その動きの一般的なるもの(例へば戦争、革命及貨幣インフレーション等)に基く変動) (2)その動きの特殊な

るもの(例へば趣味・流行の変化、新生産物の創造及新生産過程の採用等に基く変動)尙、この他に景気循環に基づく中間的な価格の動きが考えられるが、これは今の場合前述の二つの型に分解して考察せられる。偕て、右の二つの中、第一の型の動きが漸進的であるか(例へば貨幣又は信用の堅実なる増加に基く動き)又は第二の型の動きの場合にはこれ等を価格体系はその自動的調整機構に依り十分処理する事が可能である。だが、第一の型の変動が急激且不齊一に起る場合は事情は大いに相異なる。斯様な場合には、経済は全体に互つて激く攪乱せられ、価格機構に依りこれを十分調整することとは不可能である。斯くて、ここでは主として後者が問題となる。

偕て、価格の急激且不齊一なる一般の変動は一般に貨幣価値の変動に依り惹起されるが、この貨幣価値の変動は主として次の二つに基因する。(1)戦争若くは動乱 (2)平時に於ける貨幣インフレーション又はデフレーションこの中、前者に基く変動はその原因の性質上、これを経済内部に於て十分処理することは不可能である。だが、後者に基く変動はこれと異なる。著者は、斯様な場合、その欠陥はむしろ貨幣制度にあるとし、斯様な欠陥の存在しない貨幣制度を確立することに

依り価格の正常的機能を回復することは可能であると考える。では、この線に沿うて如何なる貨幣制度が考えられるか、ここで著者はこの目的を達するため従来屢ば提案し且実行せられて来た管理通貨制度に就いて、この制度に於ける頻繁且不齊一なる流通過程への貨幣の注入及びそれからの引上げは経済を攪乱する要素であり、且、安定価格水準の厳格なる維持は技術的進歩に基く物的生産費の減少に伴う価格下落の自然的傾向を妨げ、インフレーションを惹起する危険のあることを指摘し、これに代わるものとして全額準備の方式に中立貨幣の原理を取入れたる方法を提案する。即ち、全額準備の方式とは銀行を貸付銀行と小切手銀行とに分つて、両者の業務を完全に分離し、前者に於ける貸付資金をこの目的のために全額預金せられた自発的貯蓄に局限すると共に後者に対しては全額準備を必要ならしめることに依り銀行の貨幣創造の機能を阻止せんとするものであるが、著者は、この後者即ち小切手銀行の組織に中立貨幣の原理を取入れ、国民の平均貨幣所得を（原則として）一定に保持することに依り貨幣的妨害から価格の正常的機能を解放し得るとなすのである。

八

緒て、各章に於ける考察の結果、制度的装置が適切であれ

ば、社会経済の諸規準は正常価格体系の指導の下に、一般に実現可能なこと、及平時に於ける現実価格の正常価格からの離反は貨幣制度の改正に依り十分沮止し得ること、を明らかにしたる著者は、最後の章に於て、集産主義経済に於ける評価の問題を考察する。即ち、集産主義経済にあつては、原則として、その経済は中央計画機関に依り指導せられるのであるが、斯様な経済に於て、生産要素の消費財への割当、及消費財の各人への分配は如何なる評価機構を通じて決定されるべきであるか、そこで、著者は、先づ一般に斯様な問題の正確且精密なる量的決定は価格機構を通じてこれをなすより他かなきことを明かにすると共に、斯様な価格の決定に当り、何が費用であるかと云ふことと、何が所得の源泉であるかと云ふことは厳密に區別して考へられるべきであると、前者に關する限り、単に労働ばかりではなく、そこで費されるすべての要素が考慮に入れられるべきであること、及び、斯様な価格は統制価格ではなくして、正常価格であらねばならぬことを主張、更に此の見地から、集産主義経済に於ける正常価格体系に依る評価の可能性とその方法に就いて考察し、結局、社会経済の諸規準は斯様な経済に於て、最も容易且十分に実現され得るものと結論する。